【別表2】

	健康情報等の資料	取り扱う者及び権限			
		人事担当部門長 人事管掌取締役 社長	保健師・看護師 産業医	衛生管理者	所属長	人事担当者
①	安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、会社が作業環境測定の結果の評価に基づいて、社員の健康を保持するための必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
①-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
②	安衛法第66条の第1項から第4項までの規定に基づき会社が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき社員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△
②-1	上記の健康診断を実施する際、会社が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△
②-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
③	安衛法第66条の4の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき会社が講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④	安衛法第66条の7の規定に基づき会社が実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④-1	上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤	安衛法第66条の8第1項（第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項）の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果及び第66条第2項の規定に基づき社員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△
⑤-1	上記の社員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑥	安衛法第66条の8第4項（第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項）の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び第66条第5項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑦	安衛法第66条の9の規定に基づき会社が実施した面接指導または面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧	安衛法第66条の10第1項の規定に基づき会社が実施したストレスチェックの結果	△	○	△	△
⑨	安衛法第66条の10第3項の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨-1	上記社員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩	安衛法第66条の10第5項の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び第66条第6項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪	安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて会社が取得した健康測定の結果及び健康指導の内容等	△	○	△	△
⑫	労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、社員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭	通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮	健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯	健康相談の結果	△	○	△	△
⑰	職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱	（上記の他）産業保健業務従事者が社員の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲	任意に社員から提出された本人の病歴及び健康に関する情報	△	○	△	△

◎：会社が直接取り扱う。
○：情報の取得、保管、利用、加工、消去を行う。
△：産業医等が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱うことができる。